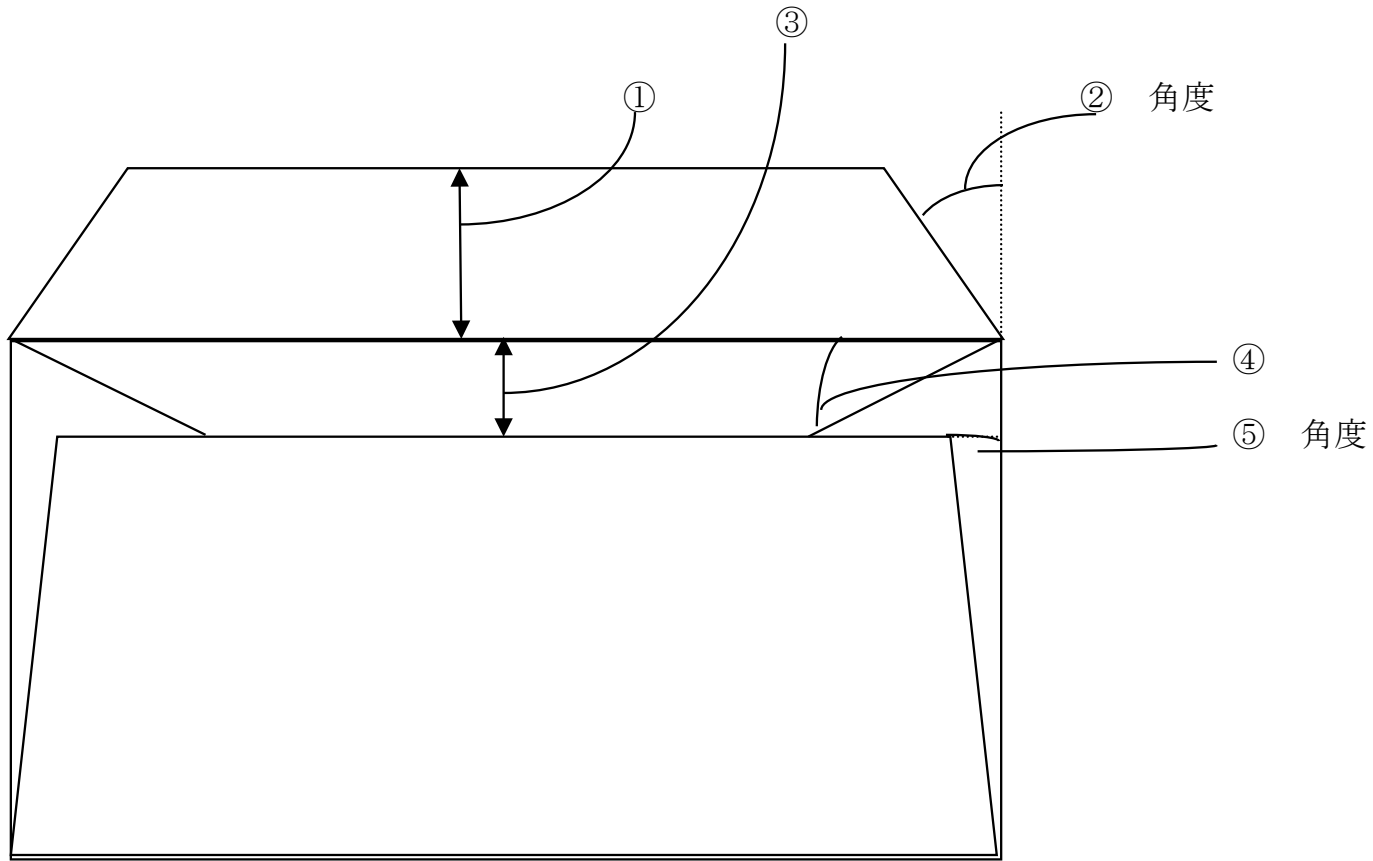
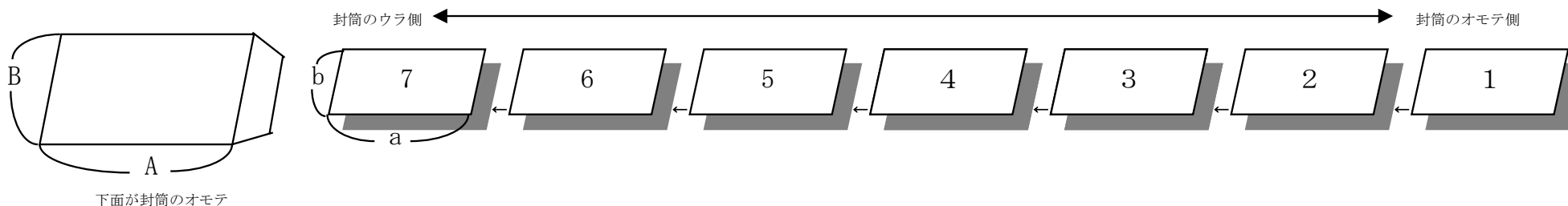


- Aに対してaが10mm以上短いこと(薄いもの)・厚いものは20mm以上短いこと
 - Bに対してbが5mm以上短いこと(薄いもの)・厚いものは10mm以上短いこと
 - 中身1～6の合計の厚さが14mmまでであること(自然に積み重ねた時の厚さ)
 - 中身が薄いものを封入する場合、中身1～6の中で一番厚く腰のある中身より大きくなければ封入可能、ただし中身1のところ封入する場合bの寸法を中身1～6の中で一番厚く腰のある中身と同じぐらいであること
 - 極端に薄いものに関しては中身2～5の間であれば封入可能
 - ステーションより取れる冊子の最大厚2.5mm迄であること
 - 中身1～6の下部すなわち封筒の底になる方は輪になっていること、ただし中身1～6のうち1種類なら輪になっていなくてもbの両サイドのどちらかが輪になっていれば封入可能(ペラもの2つ折り)
 - 厚いパンフに関しては上下に反り返っていないもので、極力表紙が厚めの紙であること、また折りの入っているパンフはプレスがしっかりきいていること
- 1台8点入れ、3台6点入れ



定形

①	16 mm	~	40 mm
②	20 度	~	30 度
③	5 mm	~	10 mm
④	15 度	~	25 度
⑤	3 mm	~	6 mm



※ 封筒規定

(A : 最小235mm～最大335mm)
(B : 最小120mm～最大254mm)

※ 中身規定

(a : 最小140mm～最大300mm)
(b : 最小90mm～最大210mm)

- Aに対してaが20mm以上短いこと
- Bに対してbが20mm以上短いこと (封入物の厚い場合 封入物の厚さの2倍+12mm)
- 中身1～7の合計の厚さが12mmまでであること (自然に積み重ねた時の厚さ)
- 中身が薄いものを封入する場合、中身1～7の中で一番厚く腰のある中身より大きくなければ封入可能、ただし中身1のところに封入する場合bの寸法を中身1～7の中で一番厚く腰のある中身と同じぐらいであること
- 極端に薄いものに関しては中身2～6の間であれば封入可能
- ステーションより取れる冊子の最大厚12mm迄であること
- 厚いパンフに関しては上下に反り返っていないもので、極力表紙が厚めの紙であること、また折りの入っているパンフはプレスがしっかりきいていること
- 封筒のフラップは糊加工が無く伸びていること またフラップの長さは20mm以上 但し封筒サイズにより異なる
- 第3種開封型封筒の処理が可能